

4子支第385-1号
令和4年5月18日

各市町村保育主管課長 殿
(指定都市・中核市を除く)

愛知県福祉局子育て支援課長
(公印省略)

特定教育・保育施設等における事故等の報告について

本県の保育行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

一部の保育所等の園外活動時等において、園児のみが取り残された状態で保育士等がその場を離れる事案が発生していることから、令和4年4月13日付け4子支第136-1号愛知県福祉局子育て支援課長通知「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」を发出し、既にお知らせをしているところです。

特定教育・保育施設等における事故の報告については、平成29年11月22日付け29子支第1038号愛知県健康福祉部長通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づき実施いただいているところですが、今後は、下記事案についても、発生状況及び再発防止策等について御報告をお願いいたします。

施設における児童の安全性をより一層高めるため、本取扱いについて、貴管内の認可保育所、認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く）、地域型保育事業及び認可外保育施設へ周知いただきますようお願いいたします。

また、各施設からの報告があった場合には、本県へ御報告くださいますようお願いいたします。

記

1 新たに報告の対象となる事案

施設外において迷子、置き去り、連れ去り等が発生した場合（児童が自ら施設外に出た場合も含む）

2 報告対象となる施設・事業

認可保育所

認定こども園（幼稚園型認定こども園除く）

地域型保育事業

認可外保育施設

3 報告様式

別紙「所在不明報告様式」

4 報告期限

第一報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第二報は原則一か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

5 報告先（市町村→県）

愛知県福祉局子育て支援課

認可保育所、認定こども園担当（施設認可・保育人材確保グループ）

電話 052-954-6248

地域型保育事業担当（子育て給付グループ）

電話 052-954-6282

認可外保育施設担当（施設指導グループ）

電話 052-954-6636

e-mail kosodate@pref.aichi.lg.jp（共通）

6 留意事項

施設においては、1に係る事案が発生した場合には、再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに、施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じるとともに、3の報告様式により市町村の主管部署に報告すること。